マイナポータルにおける申請フォーム作成機能に係る情報提供依頼書（RFI）

（ＲＦＩ:Request For Information）

令和 7年 11月 14日

デジタル庁

国民向けサービスＧ　マイナポータル担当

はじめに

デジタル庁では、個人向け行政サービスのオンライン窓口であるマイナポータルにおいて、行政手続の手続検索・申請機能（ぴったりサービス）を提供している。国民等利用者が行政手続のオンライン申請で利用する申請フォームについては、国や地方公共団体等の行政機関職員がノーコードツールにより申請項目やチェック条件の設定を行い、当該ツールにより定義された XML を活用している。

今般、国や地方公共団体からの改善要望を受け、行政機関職員が各種設定をより簡便に実施することが可能となるようノーコードツールの刷新を予定しているところである。

本 RFI は、申請フォーム作成や XML 定義を行うノーコードツールや関連するソリューションに係る情報収集を目的としている。

1. 概要

(1) 件名：マイナポータルにおける申請フォーム作成機能に係る情報提供依頼

(2) 背景

社会保障・税に関わる番号制度については、平成 25 年 5 月 24 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）及び関係法律が国会で可決・成立し、同年 5 月 31 日に公布された。同法は、平成 27 年 10 月に施行され、同月から個人番号の通知が、平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始されている。これに伴い、情報提供ネットワークシステム、情報提供等記録開示システム、サービス検索・電子申請機能等のシステムが整備され、平成 29 年 7 月に試行運用が開始された後、平成 29 年 11 月から本格運用が行われているところである。

このうち、サービス検索・電子申請機能等システムについては、地方公共団体等の行政機関職員向けのシステムとして「マイナポータル申請管理」を提供しており、行政機関職員は、当該システム内で申請フォームをノーコードで作成する機能（以下「既存フォーム作成機能」という。）を利用してマイナポータルで公開するためのフォーム作成作業を実施している。

既存フォーム作成機能については、申請フォームの基礎となる事項の初期設

定は紙の申請様式の画像ファイルを読み取らせる方式となっており、項目の加除を行う際にも再度画像ファイルを修正して再読取が必要であることが煩雑であるとの課題が挙げられている。

(3) 目的

現行の申請フォーム作成機能の課題を踏まえ、広く有効かつ実現性の高いソリューションの情報を収集し、比較検討を行うため、情報提供依頼（以下、「RFI」という。）を実施するものである。

(4) 情報提供を求める範囲

「【別紙】申請フォーム作成機能の要件一覧」の要件を充足するノーコードツールや関連するソリューション。

※　既存 SaaS のカスタマイズ、既存アプリケーションのカスタマイズ、スクラッチ開発など、提供方式は問わないが、本機能は単独で利用するものではなく、**マイナポータルの既存機能と連携させて利用することを前提としていることに留意すること。**

2. 調達スケジュール（予定）

以下のスケジュールで本調達を行う予定である。

- 11 月 ：RFI（本調査依頼によるもの）
- 1 月 ：本調達に係る入札公告
- 3 月 ：事業者決定

3.情報提供依頼期間

令和 7 年 11 月 14 日 ～ 令和 7 年 12 月 26 日

4. 情報提供の依頼内容等

以下について情報提供を求める。

① 技術的提案

・機能要件の充足性について、一覧で提示すること。

・既存のサービスを活用する場合はプロトタイプの提示があることが望ましい。

・システムのアーキテクチャについても提案すること。

② 概算費用及びスケジュール

・システムの構築費用（要件定義～設計・開発・テスト等リリースまでの作業）

・システムの保守運用費用（年間）

費用については、工数ごとの要員単価と工数についても提示すること。

・システム構築スケジュール

想定されるスケジュールについて工程ごとに分割し提示すること。

5. RFI の取り扱い

RFI の依頼において、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- RFI の依頼は、当庁が提示する内容・条件にて、的確な事業遂行が可能であるか、 広く情報を得るための手段としたものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではないこと。
- 情報提供の依頼において、デジタル庁から資料の提供を受けた場合は、本 RFI 終了後に消去すること。
- 資料の提供を受けた事業者が、情報を消去した場合において、デジタル庁から請求があったときは、事業者はデジタル庁に対し、情報を消去したことを証する書面を速やかに提出するものとする。
- 本 RFI に対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではないこと。
- 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、デジタル庁から提出された資料等の内容等 について照会または追加の資料提供を依頼する場合があること。
- 本 RFI の実施に要する費用は、全て事業者等の負担とすること。
- 本 RFI において提供を受けた提案、資料等は返却しないこと。
- 提供を受けた提案、資料等については、本調達を検討するデジタル庁の関係者に限り、 複写・配付が行われる。また、デジタル庁は提供者に断りなく他者には提供しないこと。
- 提供を受けた提案、資料等については、今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に反映する場合があること。

6. 資料閲覧

(1)閲覧方法

情報提供に向けて関係資料(対象資料は「別添１資料閲覧要領」の「２対象資料」参照)の閲覧を希望する場合は、「別添１資料閲覧要領」に則り、申し込みを行うこと。

7. 提供資料の提供方法

(1) 提供資料の形式 提供資料については、下記 8 に記載する提出先に、E-Mail にて提出すること。提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 26 日（木）17 時

8. 本 RFI に関する質問

本 RIF に質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

下記 に記載する照会先に E-Mail にて問い合わせることとし、件名については「RFI に関する質問」とすること。

(2) 質問受付期間

令和 7 年 11 月 14 日 ～ 令和 7 年 12 月 25 日

9. 照会先、資料提出先

デジタル庁 フロントサービス API 基盤担当 佐竹

東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19F

e-Mail： FrontServiceAPI@digital.go.jp

別添1

資料閲覧要領

1　資料閲覧

閲覧者は、資料閲覧を希望する場合、あらかじめ以下の担当者に連絡をとり、メールにて日時等を調整するとともに、必要な指示を受けること。また、これらの関連資料を閲覧して得た情報等は、情報提供資料作成以外の用途には決して使用しないこととし、閲覧時に誓約書（本書付属１を参考）を提出すること。

（閲覧対象資料）

1　　マイナポータル申請管理　操作マニュアル～サービス登録編
2　　既存フォーム作成機能（現行）　※テスト操作
3　　申請フォーム作成機能の実現イメージ

2　閲覧時間

資料閲覧可能時間は、以下のとおりとする。

・資料閲覧可能期間　：令和７年 11月 17 日 ～ 令和７年 12月 12日まで

・資料閲覧可能時間帯：10 時～17 時

3　担当者連絡先

デジタル庁 フロントサービスAPI基盤担当　佐竹

東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19F

e-Mail： FrontServiceAPI@digital.go.jp

別添１―付属１

マイナポータルにおける申請フォーム作成機能に係る情報提供依頼
資料閲覧に関する業務誓約書

令和　　年　　月　　日

デジタル庁　　宛

会社名

代表者名

電話番号

関連資料の閲覧を行うことについて、下記の条件を厳守することを誓約します。

記

１．　閲覧に際しては、筆記用具、メモ帳類以外は持ち込みを行わない。

（ＰＣ等を持ち込み、資料を目視して打ち込むことは可とする。写真撮影・データ転送等の行為は禁止）

２．閲覧して得た情報は、情報提供資料作成のためのみに利用し、いかなる理由においてもその他に利用しない。

３．　閲覧して得た情報は、情報提供資料作成の関係者以外に洩らさない。

４．　閲覧中の立会いに同意する。